

令和2年度

基山町協働化推進計画

令和2年6月作成

みんなで相互に
補完し合うって
ことなんだ

協働って
なあに



基山町イメージキャラクター

きやまん きやまる



基山町

【目 次】

(1) はじめに	1
(2) 協働とその領域	2
(3) 基山町協働化推進計画の考え方	3
(4) 基山町協働化推進計画の構想図	4
(5) 協働化推進の取り組み	
1. まちづくり基本条例で掲げられた各種制度の推進	5
2. 協働のまちづくりで取り組む各種制度の推進	9
3. 第5次基山町総合計画・実施計画で掲げる各種制度の推進	11
参考・用語の定義	16



(1) はじめに

従来、公共的な取り組みは、国または県、若しくは市町村が担うものにとらえられていました。このため、地方公共団体において、自らが企画・立案・従事する「自己完結型」の事業を進めてきました。

現在は少子高齢化・地域課題の多様化に伴い、地方公共団体だけで「公共」を担うことに限界を迎えています。これからは、町民の皆さんをはじめ、まちづくり活動団体など、さまざまな組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働」の取り組みを進めることが求められています。

平成23年4月に施行した基山町まちづくり基本条例では、町民主体のまちづくりを基本理念とし、まちづくりを協働により進めていく基本的なルールを定め、町民をはじめ事業者、議会、町の責務を明らかにすることで、町民が主体となる自治の実現を目的として制定しました。

協働は、町民や行政双方の取り組みとした歯車が上手くかみ合うことにより相乗効果をあげながら進むものです。町はこの推進計画を基に、協働の意識強化、協働体制の推進を実施することで、協働の取り組みを進めていきます。

基山町において、町民が主体となったまちづくりが、より良い方向へ進んでいくことを期待します。



(2) 協働とその領域

町民と行政が協働のまちづくりを取り組むにあたって、多様なニーズに対応し、効果的な成果を得るためには、それぞれの役割分担を的確に捉えることが必要です。

地域課題の解決をもとに考え、協力して行動する相手に対する依存や押し付けなど負担を求めあうものであってはいけません。

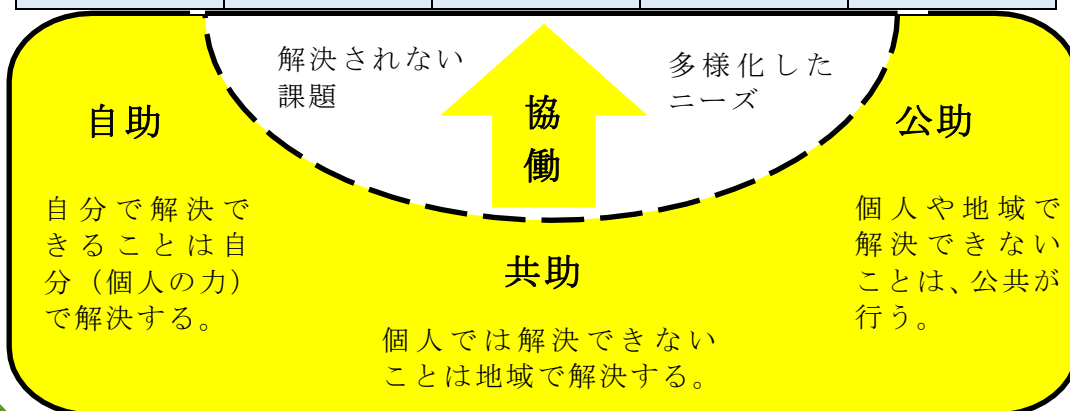
「協働」とは

町民、議会及び町が
それぞれの立場と特性を尊重しながら
自己の役割と果たすべき責務を認識し
相互に補完、協力し合いながら活動する営み



協働領域のイメージ

町民が自主的・主体的に行う	町民主体活動で行政の協力で行う	町民と行政が連携・協力して行う	行政主体の活動で町民の協力により行う	行政が自ら実行する
地区の清掃ボランティア活動等	補助金等を活用した事業	イベント祭事など	計画策定時の町民参加など	各種公共事業等



(3) 基山町協働化推進計画の考え方

基山町協働化推進計画は、町民参加と協働を推進するために策定するものであり、第5次総合計画のまちづくりの方向性で謳われた協働+ideaと同調するものでなければなりません。

また、同時に総合計画で掲げられた『まちづくり人口7,000人』の目標達成に向け、協働化推進という視点に立った、より詳細で具体的な取り組みを策定しています。



協働+idea (第5次総合計画参考資料より抜粋)

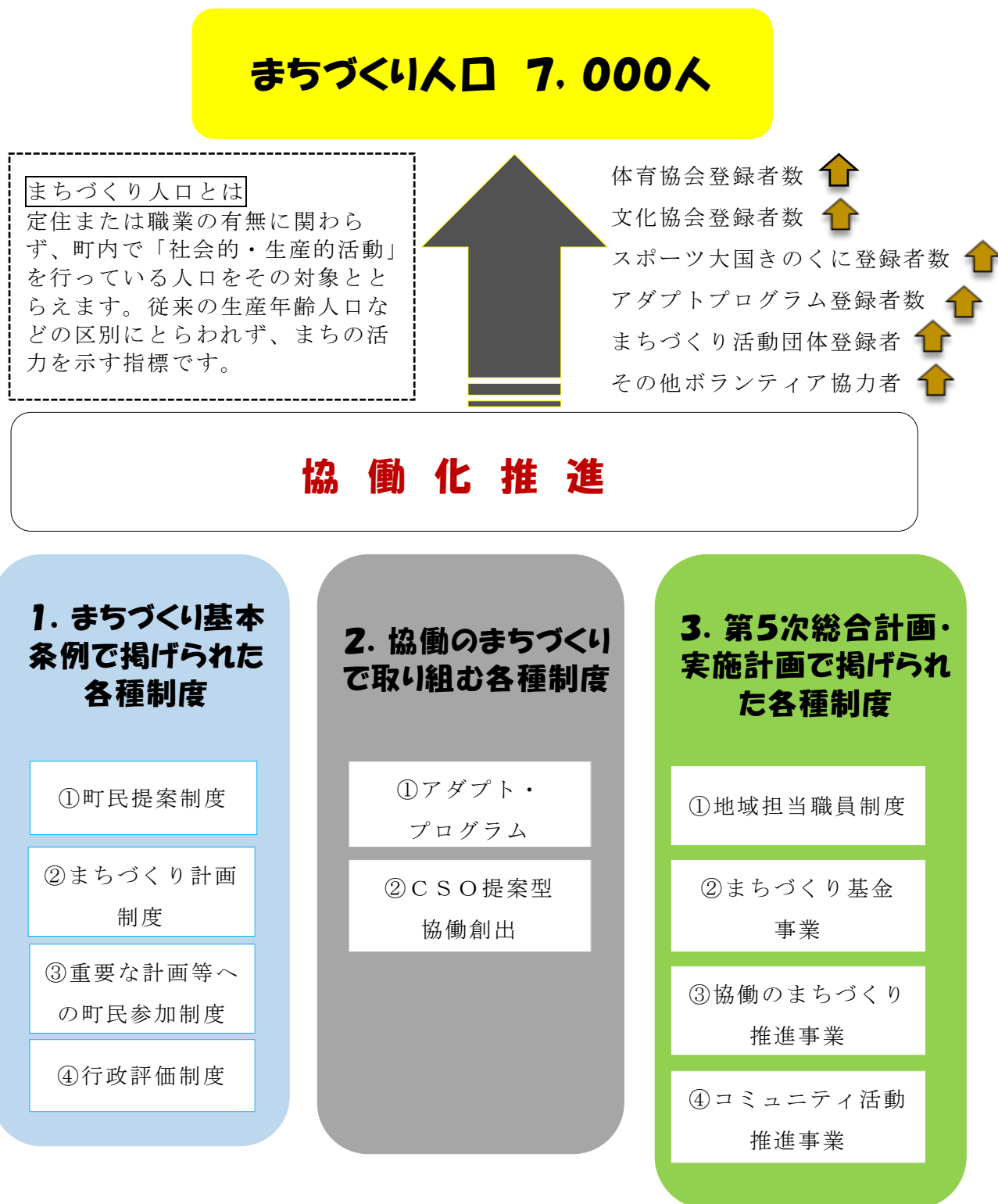
項目	指標名	現状	5年後(R2)	10年後(R7)
1 まちの結束	隣近所と付き合いがあると回答した割合	65.7%	70%	75%
2 人権・男女共同参画	町民一人ひとりの人権意識の向上への取組	48.3%	55%	60%
3 情報公開	広報等町民の立場に立った情報提供への取組	63.4%	70%	80%
4 行財政	住民ニーズに対応した行財政運営による町民満足度向上への取組	42.6%	50%	60%

長期的な基山町協働化推進計画

項目	指標名	現状	5年後(R2)	10年後(R7)
1 まちの結束	町内で活動する町民活動団体数 (NPO 法人含む)	40	45	50
	まちづくり計画策定団体数	2	6	10
3 情報公開	審議会等の町民参加の手法が取られた回数	10	15	20

(4) 基山町協働化推進計画の構想図

基山町協働化推進計画は、下記の構想図のとおり第5次総合計画の基本理念である『みんなが進める協働のまちづくり』の実現とまちづくり人口の増加を図ってまいります。



(5) 協働化推進の取り組み



施策の方向		1. まちづくり基本条例で掲げられた各種制度の推進		
概要		協働のまちづくりの担い手となる町民（地域コミュニティ、町民活動団体、事業所など）と行政が対等な立場で、基山町まちづくり基本条例に掲げられた町民参加及び協働推進を図るため、以下の4つに取り組みます。		
具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
①町民提案制度の活性化	継続	町民からの提案、意見及び要望を積極的に取り入れることで、町民ニーズの把握に努めます。また、提案と回答の公表も情報公開コーナーだけではなく、ホームページでも公開し、情報の共有に努めます。	基山町まちづくり基本条例施行後5年を経過し、要望は定着してきており、提案、意見が提出されるよう努めてまいります。	町民提案数 (要望を除く)
				3件
				実績
				0件
			令和2年度の具体的な取り組み	
内容	目標			
町民提案提出時に提案者に対し、協働の視点での提案を促すと共に、まちづくり基金事業実施者に対し協働化事業となる提案も促してまいります。	町民提案数 (要望を除く)			
	3件			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
②まちづくり 計画策定促進	継続	まちづくり計画を自治会、地域コミュニティや町民活動団体との協働による策定を目指すと共に、補助金制度を含め計画策定認定団体が活動できる仕組みづくりに努めます。	まちづくり基金事業制度見直し、計画策定団体への支援を拡充して実施した。	まちづくり計画策定団体
				5団体
				実績
				0団体
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
策定団体に対する支援を拡充し、制度の定着化による団体の増加を図りたい。	まちづくり計画策定団体			
	1団体			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
③重要な計画等への町民参加制度の活用	継続	町の基本構想や各種計画の策定、大規模な公共施設建設などにおいて、5つの町民参加の手法を採用実施し、町民の意見等を反映することに努めます。	5つの町民参加の手法を実施手順をマニュアル化し、職員への周知を図ることにより、町民の意見等を反映することに努めました。	町民参加の実施回数
				12回
				実績
				14回
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
重要な計画等への町民参加総合ガイドを作成し、全職員への周知徹底を図ると共に、概ね勤続5年未満の職員を対象とした研修会を実施することにより、着実な町民参加の実施を促して参ります。	町民参加の実施回数			
	12回			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
④行政評価制度の活用	継続	事務事業評価を行い、今後の行政評価に対する職員の理解の浸透を図り、町民に対する行政事務の説明責任を果たすことを目的としています。	毎年度の行政評価を通じてPDCAサイクルに基づく事業の見直しに努めました。	評価事業数
				80件
				実績
				39件
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
今後も着実な行政評価の実施と定着化を図り、事業の能率向上に努めて参ります。	評価事業数			
80件				

施策の方向		2. 協働のまちづくりで取り組む各種制度の推進		
概要		行政と町民が相互に手を出し合い、住環境整備やコミュニティ活性化を図ります。		
具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
① アダプト・プログラム (道路等里親制度)の活用	継続	町内の道路の美化は町民団体や個人の皆さんの協力のもと、町は清掃に必要な道具の提供や保険加入を担い、町民は道路等の清掃や除草作業などを担うことで、協働による公共施設の美化推進を図ります。	広報等を活用して登録者の活動を広く町民に紹介し、新規登録者増加を図りました。	里親登録者数
				640人
				実績
				653人
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
町民に対し、広報等で環境美化意識の向上に資する活動を広く紹介するにより、新規登録者の増加を図りたい。	里親登録者数			
	640人			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
②CSO提案型協働創出事業の推進	継続	佐賀県では全ての業務を公表し、CSOから業務改善の提案を募っています。その中から地域に密着して活動するCSOから、基山町への提案を積極的に受けることで、CSOと基山町との協働を進めます。	行政と提案者などが、「もっと質の高い公共サービスを提供できないか」、「もっと住民ニーズにあった公共サービスを提供できないか」と考え、話し合い協働することで、公共サービスの質の向上と住民自治の実現を目指します。	CSOとの協議件数
				5件
				実績
				0団体
			令和2年度の具体的な取り組み	
		公共サービスの担い手の多様化を進めるため、これまで行政が担ってきた業務のうち、CSOが担いうる業務については、CSOにできる限り任せられることを基本として担い手のあり方及び業務内容を見直します。	CSOとの協議件数	
			1件	

施策の方向		3. 第5次総合計画・実施計画で掲げられた 各種制度の推進		
概要		<ul style="list-style-type: none"> ●町民が地域で主体的に活動できるような環境づくりや情報提供を行い、地域活動を支援します。 ●コミュニティ活動の軸となる各行政区の活動や各区公民館を活用した機能強化を支援します。 		
具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
①地域担当職員制度	継続	地域課題の円滑な解決を支援することにより、地域と行政の協働のまちづくりの一層の推進を図ります。	各区運営委員会参加も定着化し、地域課題の把握に努めた結果、前年度の運営委員会以外の相談業務等の支援回数8回から同程度の支援を図ることができた。	各区の運営委員会以外の支援回数
				20回
				実績
				14回
			令和2年度の具体的な取り組み	
内容	目標			
任期満了に伴う新規を含む担当職員の任命に際し、各地域課題への継続的支援を目的に前任者を1名以上配置するよう考慮する。また、担当職員研修を実施し、更なる制度活用を図りたい。	各区の運営委員会以外の支援回数			
	20回			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
②まちづくり基金事業	継続	町内で、自発性に基づき、自立的、継続的に地域社会に役立つ活動を行う営利を目的としない「まちづくり組織」に対し、まちづくり基金を利用し、支援することで、「協働のまちづくり」を進めてまいります。	既存のまちづくり基金事業の見直し作業の中で、まちづくり計画認定団体の増加やより地域活性化につながる支援制度へと改善を図りました。	支援申請団体数
				20団体
				実績
				20団体
			令和2年度の具体的な取り組み	
		毎年まちづくり基金事業報告会へ広く町民活動団体の参加を呼びかけ、申請団体は増加傾向にあり今後も継続する。 一方、まちづくり組織に対する金銭的な支援以外の支援策や基金事業終了後の活動継続方法も検討する。	支援申請団体数	
			20団体	

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
③協働のまちづくり推進事業	継続	基山町まちづくり基本条例に基づき、町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会はその実施状況を監視し、調査及び審議し、必要に応じ、町に提言を行います。	基山町まちづくり推進審議会は、協働推進、町民の町政参加などの事項について積極的な議論をしていきます。審議会は公開し、議事録はホームページなどで公開いたしました。	審議会開催回数
				5回
				実績
				6回
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
基山町まちづくり推進審議会の意見を伺いながら、町民の町政参加などの事項について積極的な議論を促して参ります。また、審議会の附議事項となる意見や要望以外の町民提案の増加を図りたい。	審議会開催回数			
	3回			

具体的な事務事業	継続・新規	事業概要	令和元年度実績	
			内容	目標
④コミュニティ活動推進事業	継続	宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を利用して、町内のコミュニティ組織及び自主防災組織に対して補助金を交付します。	今年度は、複数区第2区自主防災会と第5区自治会が助成事業決定を受け、公民館備え付け備品等の整備を実施しました。	助成申請団体数
				5団体
				実績
				2団体
			令和2年度の具体的な取り組み	
			内容	目標
コミュニティ助成には、一般コミュニティ助成以外のメニューも多数あり、自治会等と協議しながら、更なる助成申請団体の増加を図りたい。	助成申請団体数			
	2団体			

～ 終わりに ～

基山町まちづくり基本条例では、「町民がまちづくりの主体」であることを基本理念として、町民・議会・町の執行機関が情報を共有し、相互に協働することで、「町民主体の自治の実現」を図ることが謳われています。

これからのまちづくりでは、町民、地域の各組織、議会、行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割を分担して、町や地域の問題解決を図ることが必要です。

令和2年度

基山町協働化推進計画

作成・基山町 まちづくり課 協働推進係

〒841-0204佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

TEL0942-92-7935 fax0942-92-0741

参考・用語の定義

「協働」とは・・・町民、議会及び行政がそれぞれの立場と特性を尊重しながら自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営み。

「町民」とは・・・町内に居住する人のほか、町内で働く人や学ぶ人など、基山町で活躍する個人、町内において営利目的に活動する企業等。

「町民活動団体」とは・・・町内で実施される自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体。

「地域コミュニティ」とは・・・地域性と共通認識を基盤に地域内の課題を自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体。

「町民提案」とは・・・基山町まちづくり基本条例第16条で規定され、町民のまちづくりに参加する権利の具体策として、まちづくりに関する「施策」や「具体的な事業」に対して、提案、意見及び要望を提出することです。提出された提案等は原則公表し、回答も公表することにより情報の共有を図ると共に、提案等の中から具体的に採用できるものは、実現化を図ることとされています。

「まちづくり計画」とは・・・基山町まちづくり基本条例第17条で規定され、一定の活動領域を代表するものとして、町の認定を受けた「町民活動団体」や「地域コミュニティ」は、その活動分野における課題解決や活動の活性化のため、調査・検討して将来計画を策定したものの。

「行政評価」とは・・・基山町まちづくり基本条例第26条第2項で規定され、総合計画に基づく実施計画の成果及び到達度を明らかにしたもの。行政評価は公表され、行政評価結果は、施策等の見直しや実施計画の進行管理、予算編成に反映させることとされています。

「基山町まちづくり推進審議会」とは・・・基山町まちづくり基本条例第27条で規定され、町民参加と協働を推進することを目的に設置された審議会。基山町まちづくり推進審議会条例で組織及び運営に関して規定され、先の目的達成に向けた監視機関、諮問機関、提言機関としての地位が与えられ、町は審議会からの提言は公表し、尊重し、必要な措置を講じなければならないとされています。

「アダプト・プログラム」とは・・・道路や公園などの公共施設を養子にみたとて、住民が里親となって、わが子へ注ぐ愛情と同様に草刈りや清掃などの管理をしていただく制度。

「CSO提案型協働創出事業」とは・・・CSOとは、日本語で市民社会組織の略でNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた総称であり、そのCSOから「もっと質の高い」「もっと住民ニーズに合う」「もっと効率的な」といった公共サービス業務改善の提案を募り、検討・協議し、行政との協働で実施する事業。

